

平成25年第4回長与町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成25年12月 4日
 本日の会議 平成25年12月 9日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番	饗庭 敦子	議員	2番	安部 都	議員	3番	内村 博法	議員
5番	分部 和弘	議員	6番	安藤 克彦	議員	7番	金子 恵	議員
8番	川井 哲雄	議員	9番	森 謙二	議員	10番	西岡 克之	議員
11番	岩永 政則	議員	12番	喜々津英世	議員	13番	佐藤 昇	議員
15番	山口憲一郎	議員	16番	堤 理志	議員	17番	西田 敏	議員
18番	河野 龍二	議員	19番	吉岡 清彦	議員	20番	竹中 悟	議員
21番	山口 経正	議員						

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 浜野 洋子 君
 参 事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長	吉田 慎一 君	副 町 長	鈴木 典秀 君
教 育 長	黒田 義和 君	総 務 部 長	中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長	山田 譲二 君	建 設 部 長	日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長	田島 弘明 君	教 育 次 長	吉村 邦彦 君
水 道 局 長	馬木 信一 君	会 計 管 理 者	松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事	藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事	益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事	永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長	荒木 重臣 君
総 務 課 長	古賀 洋 君	財 務 課 長	宮崎 望 君
管 財 課 長	山下多喜男 君	税 務 課 長	田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長	中村 文彦 君	企 画 課 長	松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長	大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長	道端 和彦 君
管 理 課 長	森 浩平 君	農 林 水 産 課 長	浜口 務 君
福 祉 課 長	西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長	小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長	藤井 尚武 君	住 民 課 長	村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長	和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	帯田 由寿 君	水 道 課 長	吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長	浦川 圭一 君	会 計 課 長	酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	松本 廣 君	監 査 事 務 局 長	村田 和則 君

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員

18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時38分

平成 2 5 年第 4 回長与町議会定例会

議事日程（第 4 号）

平成 2 5 年 1 2 月 9 日（月）

午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	7 4	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	文厚
2	7 5	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	建産
3	7 6	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	文厚
4	7 7	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建産
5	7 8	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	建産
6	7 9	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	建産
7	8 0	長与町消防団条例の一部を改正する条例	総務
8	8 1	平成 2 5 年度長与町一般会計補正予算（第 3 号）	総務
9	8 2	平成 2 5 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	建産
1 0	8 3	平成 2 5 年度長与町水道事業会計補正予算（第 1 号）	建産
1 1	8 4	平成 2 5 年度長与町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	建産
1 2	8 5	町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更について	
1 3	8 6	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	文厚
1 4	8 7	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	文厚

付託予定の委員会

(開会 9時30分)

- 議 長 (山口経正議員)
皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
日程第1、議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第75号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題とします。
ただいま一括議題としました議案について、提案理由の説明を求めます。
町長。
- 町 長 (吉田慎一君)
皆さん、おはようございます。きょうはよろしく申し上げます。
ただいま一括提案となりました議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。
今回の改正は、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成26年1月3日に施行されることにより、法律の題名が改められることによるものでございます。
改正内容でございますが、長与町福祉医療費の支給に関する条例及び長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例中に規定されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めるものでございます。
なお、両条例の施行日につきましては、附則において、平成26年1月3日と定めております。
以上が両議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
まず、議案第74号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
次に、議案第75号について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会に、議案第75号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第74号、建設産業常任

委員会に付託しました議案第75号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第74号、議案第75号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第3、議案第76号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、議案第76号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、一般廃棄物を直接搬入する場合の処理手数料が長与・時津環境施設組合手数料条例により規定されているため、条文の整理を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第9条第1項各号列記以外の部分を、町は、一般廃棄物(粗大ごみ、犬・猫等の死体その他町長が指定するものを除く。)の収集、運搬及び処分に関し、次の各号に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。に改めるものです。

第9条第1項第1号イを削減し、それに伴い、同号ウのア及びイに規定する額をアに規定する額に改め、同号ウを同号イと改正するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が条例改正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第76号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第77号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第77号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在本町では、百合野地区計画、長与ニュータウン地区計画を都市計画決定し、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定しております。

地区計画制度は、都市計画法に定められており、用途地域で定められた建物用途や容積率、建蔽率、建築物等の形態などについて、地域の実情に合わせて、地区ごとにさらに詳細な制限や緩和ができる地区独自の制度でございます。この地区計画の規制内容を条例に定めることにより、建築基準法による建築確認の対象となり、是正措置命令や罰則によって、規制力が担保されることとなります。

今回の改正につきましては、平成23年7月に都市計画決定を行っていた榎の鼻地区計画について追加規定をするものでございます。

主な改正点につきましては、榎の鼻地区整備計画区域における建築物に関する事項を定めるものでございます。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

提案された条例をだけを見ると少しわかりづらいんで、確認をさせていただきたいと思いますが、提案された中身の別表2のところの表を、次のページのように改めるということで、榎の鼻地区整備計画区域と居住区域A、居住区域B、公益系地区、商業地区ということ、その右側にそれぞれ建設物の名称が書いてあります。これを条例の中の4307ページの別表第2表を見ると、こういう図式の中で、一番右側には、これは建築条件が、いわゆるこの地域にはこうしたものを建ててはならないという表現をされているように見えるんで、今回提案された表を見ると、例えば公益系地区では、ここ

にある生涯学習センター、給食センター等は建ててはならないものになるんですか、ちょっとそこの辺が表現がわからない。例えば商業地区では、住宅、共同住宅、寄宿舍、または下宿は建ててはならないという表現、ちょっとそこら辺がどう理解していいのか、少し説明をしていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長 都市整備課長。

都市整備課長 (道端和彦君)

榎の鼻地区整備計画区域、ここにそれぞれ地区区分として、住居地区A、住居地区B、公益系地区、商業系地区と、こう4つの地区区分があるわけですが、御質問の公益系地区でございますね。それで、ここには次に掲げる建築物以外の建築物は建ててはならないということでございますので、まず、1号のほう、別表2、以降4号、8号、9号とあるんですが、そして、2号に生涯学習センター、給食センター、4号に地方公共団体本庁、支所に供する建築物、5号に上記に掲げる建築物の用途に附属する自動車車庫云々とあります。ですので、ここに掲げておる建物は公益系地区に許容しますよと、建てていいですよ。だから、ここに掲げていない建物については、建てられませんという表現でございます。商業系についても、住宅とか、共同住宅、マージャン、パチンコ屋というのがあります。これについては、これは建ててはなりませんという表現でございます。以上でよろしいでしょうか。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第77号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律と、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税率の引き上げを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、水道料金を規定している第22条第1項の消費税5%の税込み金額について、消費税8%の税込み金額に改正するものです。

また、28条第1項第1号の加入金、30条第1項第1号の分岐料、第31条のメーター器取り付け工事費につきましても同様の改正を行うものです。

附則についてでございますが、第1項で本条例の施行期日を平成26年4月1日といたしております。

また、第2項で本条例の適用及び経過措置について規定しております。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

消費税の増税に伴う条例の改正ということでもありますけども、そこで少しお伺いしたいと思います。

まず、平成24年度では、この公益水道の事業会計の中で、納付した消費税額というのがどれくらいになるものなのかですね。それと、今回8%にすることで、引き上げられる消費税増収税額というのがどれくらいになるものなのか、その点を少しお伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

24年度の消費税抜きの収益ですけど、6億4,123万8,900円でございます。その分で5%の消費税額は3,206万1,945円で、これを消費税8%にした場合が5,129万9,112円になります。その分で、増税分といたしまして1,923万7,167円となります。以上です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

法の改定の中で、当然消費税の納付の義務が発生してくると思うんですが、そこで、少しその中身についてお伺いしたいんですけど、例えば第28条に

ある加入金ですね。これは、消費税の8%分がふえているんですけども、この加入金に対しては、いわゆる対象となる、消費税の考え方がいわゆるかかる、何か事業を起こすときにそこにかかる消費税に対して、消費者から消費税をいただいて、差し引いた額を消費税で納付するというふうになるんですけども、この加入金に対しては、いわゆる何か事業をするときにかかる消費税そのものが発生するものなのかなと。いわゆる水道に加入するという意味では、総トータル的な経費はかかってきますけども、それは水道料金の中で消費税を支払っていくわけですから、その加入金に対して消費税を取るというのは、どう解釈していいのかなというふうに思いますけども、その辺はどのような考えを持っておられますか。

議長 (山口経正議員)
水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

この加入金という名目なんですけど、これは水道を引き込んだときにかかる加入金になります。その分によって、これもその分で消費税をいただくという考えで一応今のところ行っているところでございます。

議長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)

ですから、加入金のときは、水道をまず引き込むときにかかる、引き込むときに加入していただくという意味では。工事費そのものは、例えば住宅を建てた本人が工事費を支払うわけですよ。その後の水道利用については、この料金の中にかかる基本料金、超過料金等で消費税が発生してくるわけですね。加入金というのは、そもそも消費税がかかる仕組みが必要なのかなと。いわゆるそこに水道局として何か費用が発生する部分があるものなのかなというふうにちょっと思うんですけども、これはどうですかね、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長 (山口経正議員)
水道課長。

水道課長 (吉田邦彦君)

先ほど申されましたように、一応水道を自宅のほうに引き込むという、その分の加入ということで、そういう感じで一応消費税をいただくようにしておるわけでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。

(休憩9時50分～9時51分)

議長 (山口経正議員)
再開します。

水道局長。

水道局長 (馬木信一君)

お答えをいたします。

当然水道の事業に伴う役務ということで、消費税は、加入金、メーター器取り付け工事費あたりに消費税は転嫁をいたしております。料金とか、こういう加入金とかでいただいた仮受け消費税は、一回プールをいたしまして、水道課が工事をいたします仮払い、払うほうの消費税と相殺をいたしまして、多い方に対して消費税を支払うというふうな仕組みになっておりますので、一回消費税は全てプールをいたして計算をするということでございます。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

13番、佐藤 昇議員。

13番 (佐藤 昇議員)

今の説明でもいいと思うんですけども、結局水道事業ということに、事業に対する収入ですから、当然消費税はかかるということで、消費税法に決まってるんじゃないですか。

それと、1,700万ぐらい支払い額がふえるということですけども、ちょっと確認のためにもう一回質問しますけども、3%の差額からいろんな工事するときの例えば管の消費税分とか、部品の消費税分とかの分を引いた分を支払うと。それが約1,700万ということで理解してよろしいですか。

議長 (山口経正議員)

水道局長。

水道局長 (馬木信一君)

今、佐藤議員さんがおっしゃったとおりでございます。仮払いと仮受けの差額が消費税分ということで御理解をお願いいたしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第78号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第 6、議案第 79 号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第 79 号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、消費税等の税率の変更及び下水道使用料の不正未払いに対応する規定の整備を行うものでございます。

消費税法の一部を改正する等の法律及び地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律により、消費税等の税率が平成 26 年 4 月 1 日から 8 %に、さらに平成 27 年 10 月 1 日からは、消費税率の引き上げに当たっての経済状況の判断等を踏まえた上で 10 %に引き上げられることを受け、条例第 13 条第 2 項の使用料に係る消費税等の額の規定について、税率を記載し使用者が排除した汚水量に応じて算出した合計額に乗ずる方法から、税率を記載せずに消費税等の額を当該合計額に加える方法に改めるものでございます。

また、条例第 13 条の 2 につきましては、使用開始等の届け出後の不正な使用態様の変更を防止する観点から、下水道の使用開始後において、水道水の排除に加えて、水道水以外の水を排除することとなったときや、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときなど、使用の態様の変更が生じたときに遅滞なく届け出る旨を新たに規定するものでございます。

なお、水道水以外の水について、使用者が第 10 条第 1 項及び第 13 条の 2 の規定に基づく届け出をせず、または虚偽の届け出をしたことにより、使用水量を確知することができない場合については、第 13 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、町長が使用水量を認定することとなり、第 22 条第 8 号に第 13 条の 2 を加えることで罰則の対象とするものでございます。

以上が本議案の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

18 番、河野龍二議員。

18 番 (河野龍二議員)

ここも、先ほどと同じように、24 年度の消費税の額と 3 %ふえる状況の額を教えていただきたいのと、もう一つ、第 13 条の 2 の使用の態様の変更の届け出ということで、ここが少し十分理解できてないんですが、通常下水の使用料というのは、水道を使った量に対して発生するというふうな思ってたんですが、これによると、そうではない部分があるのかなというふうな表現のようなので、このところをもう少し具体的に、例えばどういう状態のものがこうした状況にあるものなのか、少し詳しく教えていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
下水道課長 (浦川圭一君)

最初の御質問でございますけども、まず、消費税の改正によって、消費税の使用料分からどれくらいふえるのかという御質問でございますが、詳細な積算はしておりませんけども、年間下水道使用料が6億強ぐらいございますので、それで3%分の増加が見込まれるということでございますので、約2,000万程度を予定しております。

次の水道水以外の使用についての内容でございますが、このことにつきましては、水道水以外を用いて、例えば井戸水とか、そういったものを使って、使った後に下水道に流し込むというようなことで、全国ところどころ、それに基づいた不正な使用が発生をしております。今回それを規制する意味での対応ということで提案をさせていただいております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
18番 (河野龍二議員)

この所管に付託される予定ですから、数字的なものはぜひ詳しく持っていたきたいというふうに思います。

あと、2点目の、じゃあ、町内で現在こういう事例があるというわけではない。全国的にこうした事例が発生しているために、こうした条例を盛り込むということの解釈でいいんですかね。もう既にそうした事例があったという、町内であったということなんではなかろうか。ちょっとその辺も再度お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
下水道課長 (浦川圭一君)

町内でも、井戸水を使われて下水道に流されている事業者の方、個人の方もいらっしゃいます。ただ、町内の場合では、こういった不正はまだ確認はされておりません。全国的に出回ったのが、スーパー銭湯とか、そういったところで、最初水道で申請をしておいて、途中で井水につないで、その申告をしてなかったとかで、後々になってそういうものが発覚をしてきて、それが全国的にも数件見受けられたということで、中には、東京都内だったんですけども、ホテルなんかでもそういう不正な使用が見受けられたということで、今回の提案に至っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております議案第79号は、建設産業常任委員会に付託

します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第79号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第80号、長与町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議案第80号、長与町消防団条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、上位法である消防組織法の規定に沿うように条文を整理することが主な内容となっております。

改正の内容は、第2条において、消防団長及びその他の団員の任命権を消防組織法の規定に整合するように改正するものでございます。

また、第3条においては、消防団員の定員規定を総定員のみの規定とし、別表を削除するものでございます。

なお、各分団ごとの構成や定員は、長与町消防団規則で規定させていただきたいと考えております。

以上が本議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第80号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第8、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,271万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を115億1,603万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明をいたします。

歳入の9款地方交付税は、今回の補正予算の財源調整のため計上いたしました。

13款国庫支出金は、決算見込み額による障害者自立支援給付費、障害児施設措置費の負担金などを計上いたしました。

14款県支出金は、13款の国庫支出金と同様、決算見込み額による障害者自立支援給付費、障害児通所給付費等の負担金及び福祉医療費の障害者・乳幼ひとり親に対する補助金、放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業、安心子ども基金事業費補助金などを計上いたしました。

15款財産収入では、県道改良工事に伴い、現在の第5分団消防格納庫用地が工事用地にかかるため、その用地の売り払い収入を新規計上いたしました。

17款繰入金では、減債基金及び旧高田保育所の解体工事の終了に伴う地域福祉ボランティア基金を減額計上いたしました。

18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしました。

19款諸収入は、先ほど申しました県道改良工事に伴う第5分団消防格納庫の建物移転補償費を新規で計上いたしました。

続いて、3ページをお願いします。歳出では、各科目の職員人件費につきまして、退職、新規採用、配置転換及び給与減額措置などによる補正分を計上いたしております。

次に、職員人件費以外の補正につきまして、主なものを御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費では、郵便料、防犯灯の電気使用料、修繕料、情報インフラ整備事業に伴う委託料を計上したほか、4項選挙費では、参議院議員通常選挙の経費が確定したことにより減額補正をいたしました。

3 款民生費、1 項社会福祉費では、乳幼児、身障者の医療費や自立支援給付費などの扶助費の増額計上及び過年度分の自立支援給付費の返還金などを補正計上いたしました。2 項児童福祉費では、旧高田保育所解体工事費の減額分、放課後児童クラブ関係の各補助金及び保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を計上いたしました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費では、過年度分の疾病予防対策事業費等補助金の国庫返還金、2 項清掃費では、指定ごみ袋作成費などを計上いたしました。

6 款農林水産業費、3 項水産業費では普通旅費を、8 款土木費、4 項港湾費では、県事業で実施の長与港改修工事に伴う地元負担金を、9 款消防費、1 項消防費では、第5分団消防格納庫建設事業に伴う経費を、10 款教育費、7 項保健体育費では、体育施設の修繕費をそれぞれ計上いたしました。

以上が補正の主な内容でございます。

議案の後に、平成25年度長与町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書を添付いたしておりますので、御参照いただき、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番、吉岡清彦議員。

19番 (吉岡清彦議員)

明細書のほうの22、23ページのほうで、一番下段のほうの児童福祉費ですけども、放課後の児童クラブ等々で障害受け入れ促進事業補助金とか、その上段の同じく運営補助金……。

議 長 (山口経正議員)

済みません、ちょっと大きな声でお願いいたします。

19番 (吉岡清彦議員)

済みません。

22、23ページの児童福祉費の19節負担金補助金、この中で放課後児童クラブに関する補助金等々がたくさん補助されてますけども、ちょっとその中身について説明を求めます。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

まず、最初の支援事業補助金等ですけども、これは今まで、今回減額しておりますけども、これまで放課後児童クラブの指導員さんの健康診査の一部助成の補助金でございます。それが今回、25年度から放課後児童クラブの運営費の分に一緒になりましたので、減額をしております。

次の運営費補助金ですけども、これはクラブ自体の運営補助金で、大体各クラブの指導員さんの人件費相当といえますか、を対象としております。

それから、3番目の障害児受け入れ促進事業費ですけども、これは各クラ

ブが障害があるお子さんを預かった場合に、定額でありますけども、各クラブへ補助をする分でございます。

それから、その下のひとり親家庭等児童助成事業補助金は、各クラブに通われているひとり親家庭のお子さんを預かっている場合、各クラブの保育料を減額、助成をしますので、その分に対する助成でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

ということは、受け入れ促進事業、約400万ですかね、大きな金額上がってますけども、これはその対象する児童等がふえたということでアップなんですかね、そのところをもう少し、アップの理由、増額の理由ですね、その中身をちょっとお願いします。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

まず、国のほうの補助基準額に合わせて助成をしておりますので、その基準額が増額されたということと、当初、クラブ数を2クラブだったと思いません、に想定したのが、受け入れのクラブ数がふえたための増額になります。以上です。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

クラブ数から2つから、じゃあ、幾つにふえて、じゃあ、そして、そのふえたクラブでどれぐらいの対象者がなってきたのか、ちょっとそういうところがわかりますかね。何しろアップしたもとというのがあると思いますので、そのところをお願いします。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩10時14分～10時16分)

議 長 (山口経正議員)

再開します。

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

申しわけありません。済みません、間違っ、4クラブが6クラブで、2クラブふえております。単価が約17万ふえております。それと、人数ですけども、全部で約、延べで10名程度だったと記憶しております。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第81号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま総務常任委員会に付託しました議案第81号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第9、議案第82号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第82号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,144万7,000円を増額いたしまして、補正後の総額を9億4,047万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入について御説明をいたします。

予算書の2ページをお開きください。5款1項繰越金2,144万7,000円は、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の精算に伴う繰越金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

3ページをお開きください。1款1項都市計画費2,000万円を増額計上いたしております。これは、高田南土地区画整理事業における県への委託料が必要となったことによる補正でございます。また、3款1項予備費144万7,000円を新たに計上いたしております。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第82号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第82号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第10、議案第83号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第83号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入、第2項負担金を346万円の増額補正を行い、総額を4億7,318万5,000円といたしております。これは、長崎県長崎振興局発注の高田川河川改修工事に伴う高田地区配水管布設がえ工事の補償金の増収によるものでございます。

また、資本的収入及び支出の支出においても、第1款資本的支出、第1項建設改良費を3,000万円の増額補正を行い、総額を6億4,493万4,000円といたしております。これは、都市計画道路西高田線の進捗状況に伴い、平成26年度工事予定でありました配水管布設工事を今年度において前倒しにて実施するための増額補正でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,174万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,086万5,000円、減債積立金1億3,126万6,000円及び建設改良積立金1,961万8,000円で補填する予定でございます。

以上が今回の補正の内容でございます。

議案の後に、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしております。御参照の上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第83号は、建設産業常任委員会に付託
 します。
 お諮りします。
 ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第83号は、会議規則第
 46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期
 限をつけることにしたいと思います。
 御異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 異議なしと認めます。
 よって、議案第83号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限
 をつけることに決定しました。
 日程第11、議案第84号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算
 (第1号)を議題とします。
 本案について、提案理由の説明を求めます。
 町長。

町 長 (吉田慎一君)
 議案第84号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)に
 つきまして、提案理由の説明を申し上げます。
 予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、第2条収益的収入及
 び支出の支出で、第1款下水道事業費296万4,000円の増額補正を行
 い、総額を6億9,197万円といたしております。これは、人事異動に伴
 う営業費用の増額でございます。
 次に、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、
 職員給与費296万4,000円増額し、7,168万7,000円といたし
 ております。
 以上が今回の補正の主な内容でございます。
 なお、議案の後に、補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしてお
 ります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 ただいま議題となっています議案第84号は、建設産業常任委員会に付託
 します。

お諮りします。

ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第84号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、12月12日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

日程第12、議案第85号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長 (吉田慎一君)

議案第85号、町道池堂西時津線道路築造工事請負契約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の議案は、平成25年6月10日の第2回定例会により議決いただきました請負契約につきまして、当初請負金額9,446万100円を564万9,000円増額し、契約額を1億10万9,100円として請負契約の変更を行いたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条により、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、全長593メートル、幅員9.25メートルで、熱回収施設へのアクセス道路として、起点部を長与町埋立地とし、終点部を時津町道へ接続する計画で、昨年度から整備を進めているものであります。

今回の変更概要としましては、現地の地形に合わせるための練り積みブロックののり高の変更及び終点部からおおよそ200メートル区間の上層路盤工及び表層工の追加を行い、また、大村湾への汚濁による影響を考慮し、汚濁防止フェンスの追加設置を行うこととしたものでございます。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第85号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第85号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから議案第85号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから日程第12、議案第85号、町道池堂西時津線道路築造工事請負
契約の変更についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第86号、長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例、日程第14、議案第87号、長与町介護保険条例の一部を改
正する条例を一括議題とします。
ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田慎一君)
ただいま一括提案となりました議案第86号、長与町後期高齢者医療に関
する条例の一部を改正する条例、議案第87号、長与町介護保険条例の一部
を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
今回の改正は、地方税法の改正により、延滞金の割合の特例について、所
要の改正を行うものでございます。
改正内容でございますが、長与町後期高齢者医療の関する条例の一部を改
正する条例及び長与町介護保険条例の一部を改正する条例の中の附則に規定
されている延滞金につきまして、14.6%の割合については、特例基準割
合に7.3%を加算した割合とし、延滞金の7.3%の割合については、特例
基準割合に1%を加算した割合とするものでございます。
なお、両条例の施行日につきましては、附則第1項におきまして、平成2
6年1月1日といたしております。
また、両条例の経過措置につきましては、附則第2項におきまして規定し
ております。

- 以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。
- 12番 (喜々津英世議員)
まず、議案第86号について、質疑はありませんか。
12番、喜々津英世議員。
- 12番 (喜々津英世議員)
提案理由で、地方税法の改正というのがなされておりますけれども、基本的に今の時期にこの地方税法の改正というのはいり得ないわけでありまして。恐らくこれは、ことし4月30日に臨時議会を開いて、地方税法の改正に伴う所要の改正をした、そのことに関するところだろうと思っておりますけれども、もしそうであるとするならば、提案理由にもやっぱりその旨をきちっと書くべきだというふうに思います。
- それと、これは恐らく4月に臨時議会にかけていなかった部分を今回やるということだろうと思っておりますけれども、この延滞金の利率の、延滞金に係る見直しについては、例えば県内の町あたりを調べてみますと、町税の徴収条例に、町税の条例を準用するという、そういう自治体が非常に多いわけですね。本町は、それぞれの条例でこの延滞金の問題を取り上げておりますけれども、そういった町もありますし、今回なぜこういうふうになったのか、この提案の理由をもう少し説明をいただきたいと思っております。
- 議長 (山口経正議員)
介護保険課長。
- 介護保険課長 (藤井尚武君)
まことに申しわけございません。
- 今回の提案につきましては、先ほど町長が提案理由を申し上げましたように、地方税法の改正ということでございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、昨年度末に地方税法の改正に伴うということで、町税の条例改正を専決処分で行ったところです。本来であれば、その条例と時期を同じくして改正すべきだったかというふうに思うわけでございますけれども、地方税法の多くの専決の案件の中に延滞金の割合というのが含まれておったということでございまして、連携がうまくいってなかったということで、今回追加提案をさせていただくことになった次第です。まことに申しわけなく思っております。
- また、利率につきましては、町税の条例を準用するところが多いということで、確かに町税の準用というところが多くございますので、今後そういう手法がとれないか、条例改正になるかと思うんですけれども、研究してまいりたいというふうに思います。以上です。
- 議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)
質疑なしと認めます。

次に、議案第 87 号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 86 号、議案第 87 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第 86 号、議案第 87 号は、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、12 月 12 日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号、議案第 87 号は、12 月 12 日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 10 時 38 分)